

船橋市障害児等療育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（以下「在宅障害児等」という。）が、社会の一員として社会活動に参加し、地域で自立した生活が送れるよう、ライフステージに応じた適切な支援を確保するため、障害児（者）施設等の有する機能を活用し、地域生活における療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、在宅障害児等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、船橋市とする。なお、この事業を障害児等に関する事業を実施する社会福祉法人等（以下「実施事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、船橋市内に在住する在宅障害児等及びその家族とする。

(実施事業所)

第4条 この事業を実施する事業所（以下「実施事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2に規定する障害児通所支援及び第7条第2項に規定する障害児入所支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所（知的障害者に係るものに限る。以下、同じ。）とする。

(実施事業者への委託)

第5条 実施事業者への委託は、市との事前協議及び実施体制が整っていることを前提に、地理的条件、交通の利便性等を勘案し行うものとする。

(事業の内容及び実施方法)

第6条 この事業の内容及び実施方法は次のとおりとする。

(1) 事業の内容

ア 訪問相談支援事業

この事業は、実施事業所に相談・支援を担当する職員等で編成された相談・支援班を設置し、相談・支援を希望する在宅障害児等の家庭に定期的若しくは隨時に訪問させ、又は、相談・支援を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅障害児等及びその保護者に対して各種の相談・支援を行うものとする。

イ 外来相談支援事業

この事業は、在宅の障害児等及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・支援を行うものとする。

ウ 施設支援指導事業

この事業は、障害児通所支援を行う事業所及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し、理学療法や作業療法等の療育に関する実務に精通した職員を派遣し、在宅障害児等の療育に関する技術の指導を行うものとする。

(2) 事業の実施

実施事業者は、実施事業所において、原則として第1号アの訪問相談事業及びイの外来相談支援事業のみを実施するものとし、特に必要があると市長が認めた場合は、ウの施設支援指導事業も実施できるものとする。

(相談・支援記録票の作成)

第7条 この事業の的確な実施を図るため、実施事業者は、船橋市障害児等療育支援事業相談・支援記録票（第1号様式）を作成し、5年間保管しなければならない。

(事業単価)

第8条 この事業の委託に要する費用は、次のとおりとする。

事業名	事業単価（1件あたり）
訪問相談支援事業	5, 690円
外来相談支援事業	2, 300円
施設支援指導事業	16, 100円

(費用の請求等)

第9条 実施事業所は、第6条に規定する事業を実施したときは、当該事業に要した費用について、四半期ごとに別に定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、船橋市障害児等療育支援事業委託料請求書（第2号様式）により、市長に請求しなければならない。

- (1) 船橋市障害児等療育支援事業相談・支援記録票（第1号様式）の写し
- (2) 訪問相談支援・外来相談支援 事業実施明細書（第3号様式）
- (3) 施設支援指導事業実施明細書（第4号様式）

(秘密の保持)

第10条 実施事業所は、委託事業に関して知り得た秘密を当該事業以外の目的のために利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(関係機関との連携)

第11条 実施事業者は、第4条に規定する施設のほか、法第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所その他の関係機関等と連携を密にし、事業を円滑かつ効果的に実施するように努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に際し必要な事項については、別に定める。

第1号様式

船橋市障害児等療育支援事業相談・支援記録票

その1

初回相談日の相談支援状況					【担当職氏名】
相談日時		年　月　日　時　分～　時　分			相談事項
障害児（者）名		男・女			
生年月日		年　月　日			
住所					
付添保護者名					
保護者名					
障害者の状況	障害種別	身体・知的・精神	等級・程度		支援事項
相談支援の状況					
相談日時	相談事項		支援事項	付添保護者名	担当職氏名
年　月　日 時　分 ～　時　分					

その2

相談支援の状況				
相談日時	相談事項		支援事項	付添保護者名
年　月　日 時　分 ～　時　分				

第2号様式

船橋市障害児等療育支援事業委託料請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

法人名

代表者名

印

下記の金額を請求します。

金 円

ただし、 年度船橋市障害児等療育支援事業委託料として

(内訳)

事業費 (年度第 四半期分)

(1) 訪問相談支援事業

5, 690円 × 件 = 円

(2) 外来相談支援事業

2, 300円 × 件 = 円

(3) 施設支援指導事業

16, 100円 × 件 = 円

小計 円

(消費税 円)

計 円

支払希望金融機関	銀行	支店
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義	

第3号様式

訪問相談支援・外来相談支援 事業実施明細書（その1）

月別	訪問相談支援事業				外来相談支援事業				合計 (C+F)
	実施 日数	件数 A	単 価 B	計 C (A×B)	実施 日数	件数 D	単 価 E	計 F (D×E)	
月 日	件	円	円	件	円	円	円	円	円
月 日	件	円	円	件	円	円	円	円	円
月 日	件	円	円	件	円	円	円	円	円
計 日	件	円	円	件	円	円	円	円	円

訪問相談支援・外来相談支援 事業実施明細書（その2）

1 相談に応じた者の職・氏名

	職名	氏名
訪問相談		
外来相談		

2 相談者及び相談年月日

番号	障害者名	住所	障害 種別	相談年月日		備考
				訪問相談	外来相談	

第4号様式

施設支援指導事業実施明細書

1 月別実施状況

月	実施日数	件数 A	単価 B	計 C (A×B)	備考
月	日	件	円	円	
計	日	件	円	円	

2 担当職員名

職　　名	氏　　名

3 指導を受けた者及び指導年月日

番号	指導年月日	所属	指導を受けた者の代表者名及び人数 他　　名

(注) 所属には障害児通所支援事業所、保育所等の名称を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 船橋市障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。